

府子本第 968 号
4 文科初第 1553 号
子発 1107 第 3 号
令和 4 年 11 月 7 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省子ども家庭局長

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」の一部改正について

施設型給付費等に係る処遇改善等加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（令和 2 年 7 月 30 日付け府子本第 761 号・2 文科初第 643 号・子発 0730 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知）により取り扱われているところであるが、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。

都道府県知事におかれては、管内の市区町村に対して遅滞なく周知を図られたい。